東海古代研究会　令和七年

# 東海の古代

第295号　2025年3月

会長　：　畑田寿一
編集　：　石田泉城　　投稿先アドレス：toukaikodai@yahoo.co.jp
ＨＰ　：　http://furutashigakutokai.g2.xrea.com/index.htm

## 古代の天文と農事暦

一宮市　畑田　寿一

『魏志』倭人伝の風俗の記述に**【其會同坐起，父子男女無別，人性嗜酒。《魏略》曰：其俗不知正 歳 四節，但計春耕秋收爲年紀（父子男女の区別なく酒を嗜む。その風俗は夏王朝の暦（正歳）を知らず、ただ、春耕・秋収を計るために年紀を定める）】**の記述がある。この記事から二倍年暦の存在を主張する説があるが通説となるまでに至っていない。むしろ、農事暦の存在を示す記事と考えるのが妥当であろう。

農事暦がどの様なものであったかは、証拠となる暦が存在せず、想像の域を脱しないが、縄文時代に行われていたと思われる天体観測や、弥生時代の遺跡の方位などからある程度推測が可能である。今回は従来とは違った観点から古代の暦の謎に迫ってみたい。

### １　飛騨金山岩屋岩陰遺跡の天文観測

岩屋岩陰縄文遺跡は伊勢湾に注ぐ木曽川の支流の馬瀬川沿いにある縄文遺跡で縄文早期（BC6000）から始まる遺跡と考えられている。同じ水系の飛騨川は黒曜石と並ぶ下呂石を産する地域で、流域には同時代まで遡る遺跡が７ヵ所以上も存在する。岩屋岩陰遺跡は巨石で構成されており、地元の研究会の皆さんはこれらの巨石を使った天文観測の可能性を主張している。町の発掘調査では最も出土品が多いのは縄文中期（BC2000年）頃で、現在、社があるF巨石の付近からは下呂石の鏃が出大量に出土している。報告書は住居の跡が無いことから狩のキャンプ地を想定しているが、狩の成功を祈った祭祀場では無かろうか。

研究会の皆さんが主張する観測事例には

**①　冬至、春分の日の精密観測**

EFG巨石群の隙間から冬至を挟む前後60日に太陽光が差し込み、地面には観測用石が存在する。ここが観測の中心点で、冬至・春分には各種の観測を行った。B巨石は２つに割れており、冬至には太陽光が右側の割れ目に沿って差し込む。

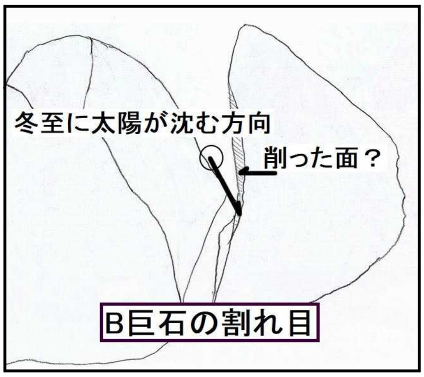


**②　北斗七星の動きの観測**

シミュレーションの結果では、BC2800年の春分の日の０時にD巨石中央の溝を北斗七星の柄の星が通過。E巨石には北斗七星と思われる彫刻がある。

③　アナレンマの観測や太陽暦の閏年の決定

同じ時刻に太陽の位置を測定すると8の字を描いた軌跡が観測できる。EFG巨石群ではこれが可能であった。更に副産物として太陽暦の閏年が観測可能であると主張。

以上の①～③があるが、いずれも現在の方位を前提にしており、地殻変動や地球の首振りによる黄道の変化、祭壇など人工物の有無など実証に必要な検討事項は多い。今回訪問した感触では、B巨石の右側面は手が加えられている様にもみえ、冬至の観測が最も実証の可能性として高い。

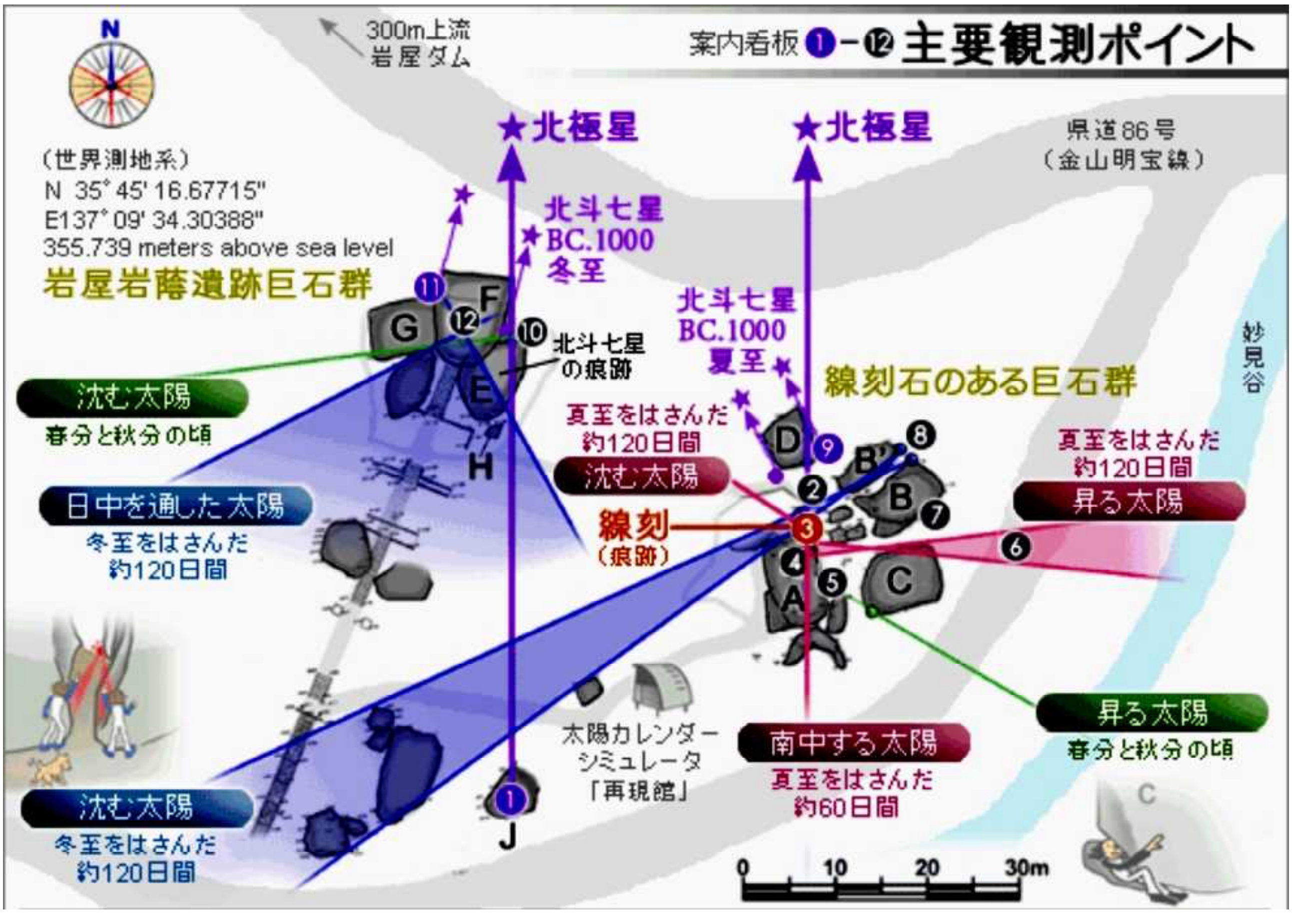


## 2　平原遺跡での石棺の方向

平原遺跡は九州糸島半島の南に位置する王墓である。構築時期は１世紀説と３世紀説に分かれるが、筆者は１世紀説を採っている。通説ではこの遺跡の鳥居と柱跡を結ぶ線を方向とし、10月20日ごろに朝日が日向峠から昇ることから収穫祭（新嘗祭）の起源としているが、石棺は微妙に方向がずれており、石棺の方向を遺跡の方向とすれば、冬至に王丸山山麓から朝日が昇る方向になる。

いずれにしても祭祀や暦に結びつく方向であり冬至付近の時期を重視した証拠であろう。

## 3　北斗七星の農事への活用

北斗七星はBC６世紀頃、道教と結びつき天子の星座とされてきたが、同じ時刻で観察すると一年で天空を一周することになり、日本では柄杓の先の部分が北極星の上に来る４月頃が春作物の植え時になる。秋作物については付近のからす座のヨツボシが有名で、秋種播きの目安としていた。北斗七星に関連した言い伝えは各地に残っており、農事暦の一種であった。

## ４　吉野ヶ里遺跡と北斗七星

吉野ヶ里遺跡では祭壇と墓地を結ぶ線や北内郭の方向が北斗七星や冬至の方向と一致することから天文観測が行われていたと考えられている。また最近発掘され話題となった石棺の蓋のＸ印は「夏の大三角形を意味する。」との説も登場するなど、天文との繋がりは尽きない。

## ５　朝日遺跡のパレススタイル土器に描かれた24個の赤丸と黒丸

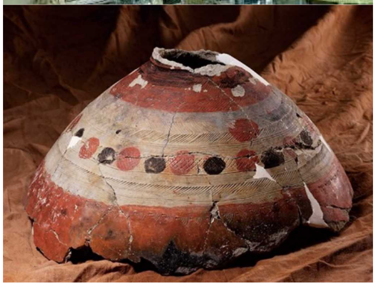

上記の土器には24個の丸と共に列を離れた中間点に少し大き目な赤丸が描かれている。この模様については長年謎であったが、東海大学の北条芳隆教授グループは冬至を起点とする暦説を主張している。冬至の時点で新月（赤丸）と満月（黒丸）をその年の月の初めに決定すれば24節を使わなくても程々の季節が分かり、農作業程度であれば十分であった。

## ５　まとめ

### （１）農事暦の存在

以上、冬至の日を決定して１年を測ることは縄文時代から行われていた。年の起点が定まれば、以降、月の満ち欠け・中間点を知れば1週間程度の精度で現在の月日が分かる。日常の生活ではこの程度の精度で十分であり、本格的な暦を使わなくても良いので地方では長い間使われていた可能性が高い。

一方、外交面をみると建武中元２年（AD57年）の中国側の暦の変わり目に使節団を送って「漢委奴国王」の金印を授かっており、相当早い時期から文字が書け、中国の内情や暦を理解する人物が存在した。

### （２）『日本書紀』の暦

最近の研究では、『日本書紀』で使われている暦は450年頃を境として儀鳳暦（簡易版）と元嘉暦に分かれており、暦自体は450年ごろに伝来したと考えられている。日本書紀に書かれている暦は誤りが100ヵ所以上指摘されている。しかし、木星の動きを基本とした太歳において紀元前の部分で干支が飛ぶ事を知らなかったため、神武天皇の即位を「辛酉」であるBC660年に設定したが、その年は「甲寅」であった以外は大きな間違いはない。このことは日本書紀の編集時点において、中国の暦が相当深く研究されており、450年頃以前の暦を元嘉歴を使って遡るより、精度の高い儀鳳暦の簡易版を採用することになった理由の１つであろう。

一方、『古事記』に於いては、後世追加したと思われる崩御時の干支年以外には干支は登場しない。『古事記』の方が記録の原型を留めており、『日本書紀』は最初に各天皇の年代割付けを行った後、各種の資料を組み合わせて史書を編纂したと考えられる。このため、異常に長い天皇の在位期間や120年単位の年代繰り下げによる他国の記録との合致が見受けられるが、干支や中国の年号が書かれた元資料が存在した可能性は高い。

この先は推測の域を出ないが、地方では農事暦は長く使われる一方、中央では早くから中国の暦や天文学が使われ、外交・航海などに役立てていた。５世紀中頃になり、元嘉暦の伝来とともに農事暦と元嘉暦が組み合わされ、具注暦が造られて各地に普及したと考えられる。

# 獲加多支鹵はワカタケルとよむ

名古屋市　田沢 正晴

## １．獲加多支鹵のよみ

埼玉県稲荷山古墳から出土した鉄剣に象嵌された「獲加多支鹵」を定説では「ワカタケル」とよむ。これに対して、上古音、中古音、万葉仮名を詳細に検討したうえで、「ウェカタシロ(エカタシロ)」とよむ試みも見られる。

しかし、５世紀の倭人が書いた文字を、中国の上古音、中古音でよむことは無意味に近い。その倭人はおそらく上古音、中古音を聞いていないのだから。また、万葉仮名を使って倭音を漢字に当てる際に、どの文字を使うべきかの特段のルールはない。21世紀の今でも読めない和歌が多数存在することがそれを物語っている。

有名な額田王の「莫囂圓隣之大相七兄爪謁氣吾瀬子之射立為兼五可新何本」の上の句、12文字が好例である。従って、獲加多支鹵をワカタケルとよんでも良いし、ウェカタシロ(エカタシロ)とよんでも良い。重要なのは、音韻・読み方の方法論に偏ることなく、どの読み方が論理的かつ合理的かを歴史学的、考古学的に議論し判断することだろう。

## ２．鹵獲（ろかく）

どの音にどの漢字を当てるかに特段のルールはないと述べたが、獲加多支鹵を定説のとおりワカタケルとするなら、ワ音に通常あまり用いない「獲」字を、ル音には「鹵」字を敢えて当てているのは、何らかの意図があると見るべきだろう。鉄剣をつくらせた乎獲居（ヲワケ）は、自らが仕えた大王の名の中に獲と鹵の文字を意図的に組み込むことで、「鹵獲（ろかく)」の語を強く連想させたかったのだろう。あるいは、大王自身が「鹵獲」の文字を意識して、獲加多支鹵と自称したのかも知れない。

鹵獲というのは、「戦争において、打倒した敵の兵器や軍用品を接収すること」であり、古くは『史記』「楽毅列伝」、『魏書』「武帝紀」にも見られ、現代でも使われる言葉である。ヲワケ（または大王）は、この鹵獲の文字をその名に絶妙に忍び込ませ、獲加多支鹵大王の勇猛さを称えたかったと推察する。記紀によれば雄略は抜群の政治的才能と軍事的センスを持つとされるので、鹵獲は雄略とイメージが合致する。

鹵獲以外の加多支の３文字にも、「**多く加えて支配する**」のような攻撃的な意味が込められている。こうして「ワカタケル」の５文字には勇猛さの意味を持たせた、「獲加多支鹵」の漢字を最終的に選び出したと考えたい。日本の人名や地名には読めないものが数多く存在する。大和、武蔵をヤマト、ムサシとよむのと同様に、獲加多支鹵をワカタケルとよむことに何ら問題はないだろう。

## ３．獲加多支鹵はヤマトか武蔵か

定説では獲加多支鹵をワカタケルとよんで、大泊瀬幼武との和風諡号を持つ21代雄略天皇に比定する。一方でヲワケの仕えた大王はヤマト王権の範疇にはなく、関東（武蔵国・毛野国）の豪族とする見方もある。

しかし、鉄剣に見える「杖刀人」「足尼（すくね）」などの職名にヤマト王権の存在が認められる。この杖刀人は、ヤマト王権の制度、部民制の前身である「人制」(直木孝次郎氏、1985年)において、親衛隊長の役目であったと考えられる。熊本県の江田船山古墳の「典曹人」も、

同様に雄略期の職掌の一つであろう。この「人制」が偶然、関東、九州、大和にそれぞれ個別に存在したとは考えにくく、「人制」という官職制度があったのは国内で唯一、ヤマト王権だけとするのが妥当であろう。

もう一点、稲荷山古墳は大仙陵古墳のほぼ正確な４分の１のサイズであり、墳形が極めて類似していることから、稲荷山古墳はヤマト王権の影響を受けていることが確認できる。

## ４．斯鬼宮はどこか

鉄剣に記された斯鬼宮の所在地についても、私見を述べておきたい。

斯鬼宮を雄略の宮殿である磯城郡の朝倉宮に比定する定説に対し、古田武彦氏は栃木市藤岡町としている。確かに栃木市藤岡町の大前神社は磯城宮と号しており、字地名も磯城宮である。ところがまわりを探しても、それに相応しい遺跡や古墳は見当たらない。強いて言えばその北東10kmに栃木県最大の古墳である吾妻古墳（墳丘長128m）がある。また、大前神社から利根川を挟んで23kmも離れた稲荷山古墳のすぐ南には、武蔵国最大の墳丘長132mを測る二子山古墳があるが、墳丘長差からみて、大王と配下というレベルの身分差は感じられない。

さらに、稲荷山古墳には粘土郭とその脇の礫床の二つの墓室があり、古田武彦氏はこの古墳の被葬者は大王とヲワケであるとする。これについては、九州大学の田中良之教授が『古墳時代親族構造の研究』（柏書房、1995年）で「古墳時代に合葬されたのは親族ばかり」と述べておられるので、稲荷山古墳ではこの主従関係の埋葬の可能性は低いのではないか。

以上を総合すると、斯鬼宮を栃木県、埼玉県に比定するのは無理があり、斯鬼宮は雄略の宮殿であるヤマトの朝倉宮であるとする定説に首肯できる。朝倉宮は磯城郡にあるので長谷（泊瀬）とする『日本書紀』の記述とも矛盾しない。

## ５．辛亥年（471年）について

最後に鉄剣の製作年について検証する。鉄剣の「獲」の旁には草冠がないので「獲の異体字」であり、それが使われたのは534年以降となる東魏・北斉時代だけとの井上秀雄氏の研究がある。もしそうであれば「辛亥年」は471年の定説が崩れることになる。しかし、これを異字体とせず、鉄剣に象嵌するために草冠を省画したと考えれば解決する。

471年の根拠をもう一つ示す。榛名山の噴火が497年前後にあり、その噴出物が埼玉にも降り積もったとの群馬大学早川由紀夫氏の研究（2014年）がある。稲荷山古墳では周濠の底から60cmほど浮いた位置に噴出物と推定される粒子が堆積している。つまり497年前後の噴火よりも前に周濠が掘られ、稲荷山古墳が築造されたと推定できる。

## ６．まとめ

ここまでの歴史学的、考古学的考察により、獲加多支鹵をワカタケルとよむことに特段の難点はなく、雄略に比定することに問題はないとの結論が得られた。ただし、ヤマト王権はこの時期には東国（武蔵・毛野）を支配するまでには至っておらず、人的・経済的交流のレベルに留まっていたとすべきである。ヲワケはヤマトから武蔵に派遣されていたのではなく、ヤマト王権との友好関係維持と情報収集のため、武蔵からヤマトへ留学的な出仕をしていたのであろう。

# 獲加多支鹵はウェカタシロ(ヱカタシロ)と訓(よ)む (3)

吉川市　堀口 啓一

## 11　獲加多支鹵大王はどこの王か

従来は[獲加多支鹵]を“ワカタケル” と訓み、雄略天皇であると見做されて来た。しかし、[獲加多支鹵]が“ワカタケル ” と訓まない(訓めない)のであれば、この大王は雄略天皇では無い事になる。そうなると、銘字の大王はどこの王なのであろうか?

考えられるのは、埼玉古墳群の周辺の大王と言う事になる。具体的には埼玉県となるが、埼玉古墳群が存在している埼玉県行田市は群馬県と接しているので、群馬県も候補に入りそうではある。また行田市は栃木県にも近いので、栃木県も候補地に加えても良いかも知れない。

関連しそうな人物としては上毛野氏や下毛野氏、あるいは武蔵氏と言った存在が挙げられるが、これ以上は史料が無く何とも言えない所ではある。

## 12　江田船山古墳の象嵌銘文はヱ□□□ロと訓む

[獲加多支鹵]を“ワカタケル ” と訓まないとなると、他の記銘刀剣の読解にも影響が生じる事になる。具体的には、熊本県玉名郡和水町江田船山古墳の銀象嵌銘大刀の銘文となる。この銘文には[獲□□□鹵大王]と書かれていて、これを“ワカタケル ” と訓むのが定説となっている。

これをヱカタシロと訓むと主張するのは少々気後れしてしまうが、可能性は あるのかも知れない。銘字が判明している箇所を中古音で訓むのであれば、ヱ□□□ロと訓むべきであろうと思う。

あるいは、この地名の江田(えた)が記銘されていると言うのも考えられる。江字の仮名はヤ行音四段のyeなのでヱでは無いが、yeに獲字を当てたのかも知れない。そうなると第二字はタと言う事になるが、候補としては多字であろうか。つまり、銘字には[獲多□□鹵大王]と彫られていて、ヱタ□□ロと訓む事になる。

熊本県は本州よりも中国(の南朝)に近いため、上古音で訓むべきかも知れない。その場合はワ□□□ラと訓む事になる。

## 13　稲荷台１号墳の王はどこの王か

次に影響が及び兼ねないのは、千葉県市原市の稲荷台古墳１号墳で発見された銀象嵌記銘鉄剣の銘文である。この銘文には[王賜□□敬□(安)]と書かれていて、一般的にはヤマト王権の大王と考えられているが、実はヤマト王権の大王では無いのかも知れない。候補は次のいずれかであろうかと思われる。

- ヤマト王権の大王
- 千葉県の王[*1]
- 稲荷山鉄剣銘文と関わる王(埼玉県・群馬県・栃木県の王)

現時点では特定出来ないが、千葉県と埼玉県は場所が近いと言う点を考慮すると[獲加多支鹵]もしくは[獲加多支鹵]に関連する王が最も可能性の高い候補となりそうではある。

---

[*1] 『古代東国の風景』(原島礼二、吉川弘文館、1993年)。

## 14　梁書扶桑国伝の扶桑国王はどこの王か

『梁書』扶桑国伝[*1]には扶桑国と言う国が登場しており、王が君臨していると書かれている。

> 扶桑國者　齊永元元年(499年)　其國有沙門慧深來至荊州　說云
> 扶桑在大漢國東二萬餘里　地在中國之東
> 名國王爲乙祁（『梁書』扶桑國傳)

乙祁と言う国王が誰で扶桑国がどこにあったのか良く分かっていないのが実状であるが、あるいは扶桑国は稲荷山古墳もしくは稲荷台古墳と関連があるのかも知れない。その場合は稲荷台古墳の王か[獲加多支鹵]大王当人か、もしくは親族等の関連する者なのかも知れない。

## 15　墓の伝播は流行と模倣

本論攷は銘文に関するものなので稲荷山古墳自体については言及していないが、重要な数値と事実については触れておく。実は前方後円墳の数量が多い県は上位から千葉県(733基)・茨城県(455)・群馬県(391)・奈良県(312)らしい[*2]。また、近畿地方で大型前方後円墳を作らなくなる時期に関東では大型前方後円墳を築造していると言う[*3]。関東とヤマト王権が従属関係もしくは交流が維持されているならば、この事実を説明しにくいように思われる。これらを基に色々な考察が可能かと思うが、私は流行と模倣により墓の形状が伝播したものと考える。特に日本人は見様見真似で模倣する事が得意である。

## 16　銘文の起草者は誰か

鉄剣の銘文を起草した者は誰であろうか？

江田船山象嵌銘大刀の書者は以下の通り張安である事が分かっている。

> 作刀者名伊太□　書者張安也(江田船山古墳　銀錯銘大刀銘文)[*4]

稲荷山鉄剣銘文も張安なのか、それとも別人物なのか。埼玉県と熊本県では随分と距離が離れているので、同一人物と見做すのは難しいようにも思える。

銘文起草者の疑問に回答するのは難しいが、起草の候補者を挙げる事は出来る。それは扶桑国の沙門慧深である。

## 17　慧深は高句麗で沙門授戒を行い、中古音で仏典漢文を読経したか

扶桑国の箇所で引用しているが、沙門(仏僧)の慧深が何故499年に南斉朝に渡ったのかは分からないが、倭国の東から来たらしい。仏僧なのでどこかで沙門授戒を受けて沙門になった筈であるが、慧深はどこで授戒したのであろうか。

沙門授戒とは仏僧が５人立ち会って仏教戒律を授ける事で新たな仏僧が誕生する儀式の事であり、当時の日本は仏僧が少ない筈なので他国に渡って授戒する必要がある。当時の東アジアで授戒を行う事が出来たのは、高句麗であろう。百済や新羅でも可能であったかも知れないが、

---

[*1] 『梁書』唐朝　姚思廉撰　扶桑國傳。
[*2] 「前方後円墳の理解　－規模・地域展開－」(白井久美子、『千葉大学大学院人文社会科学研究科研究プロジェクト報告書』第276集所収、2014年)。
[*3] 前掲論文。
[*4] 私には太字は別の字にも見えるが、本論攷の内容には影響しないため特に言及しない。

471年時点での仏教の伝播状況は日本に伝わっていなかったのではないかと思う。例えば以下を読む限りでは、6世紀の時点で日本に高句麗出身の仏僧還俗者がいた事が分かる。

> 於是唯於播磨國得僧還俗者 名**高麗惠便**
> 大臣乃以爲師令度司馬達等女嶋曰善信尼 又度善信尼弟子二人（『日本書紀』巻第廿）
> 蘇我馬子宿禰請百濟僧等問**受戒**之法 以善信尼等付**百濟國**使恩率首信等 發遣學問（『日本書紀』巻第廿一）

当時の日本には５人の仏僧がおらず、沙門授戒を行う事が出来なかったので百済に渡って授戒したのである。5世紀の慧深は、百済ではなく高句麗で授戒したのであろう。

さてここで気になるのは、慧深が授戒や戒律の読解および仏典の読経に利用した言語は何であったか？　高句麗語であったのか？　それとも漢語が使われたのか？

これに対する解は、次の出来事で示されているように思われる。

> 二年夏六月 秦王苻堅遣使及**浮屠順道送佛像經文**（『三國史記』高句麗本紀 第六）(*1)

浮屠とはブッダの事で、前秦朝苻堅が高句麗に仏僧・仏像・経典を贈っている事が分かる。歴史としてはこれが高句麗に対する仏教の公伝と言う事になっている。秦都**長安から来た仏僧は当然の事であるが漢語北方音を話していた**筈なので、すなわち中古音と言う事になる。もっとも直後に東晋からも仏僧が渡って来ている。

> 四年 **僧阿道來**（『三國史記』高句麗本紀 第六）

この時点で高句麗は中古音と南方音である上古音の双方で読経が行われていると言う奇妙で摩訶不思議な状態となっているが、北朝と高句麗は地続きのため北朝出身の仏僧の方が多かった筈だ。また、前秦朝が中国北部を統一した事により官吏の亡命や亡国の難民が高句麗に流れ込んでおり、中古音を話す漢人は飛躍的に増加していたものと思われる。となると、慧深は高い確率で中古音に接していた筈である。日常会話は高句麗語が使われていたのかも知れないが、授戒や読経は中古音が使われていたと予想される。こうして漸く慧深と中古音が繋がると言う次第である。中古音の章(7　中古音で訓む)で「何故中古音が使われたのかについては、後で述べる。」と書いたが、理由は「**慧深が中古音を話していた**」と考えられるためと言う事になる。私には授戒の知識があったため、

・銘文起草者⇒仏僧⇒授戒⇒高句麗⇒漢語北方音⇒中古音

と言う発想を自然に行う事が出来たが、仏教の知識に乏しい歴史学者はこの発想に辿り着く事はほぼ不可能なのではないかと思う。そのため、銘字を中古音で訓むと言う手法は今まで日の目を見る事が無かったのであろう。

## 18　群馬県で出土したL字型竈は渡来人の痕跡か

群馬県でL字型竈(オンドルの原形か)が出土している(*2)が、これは中国東北地方や朝鮮半島で出土しているものと同じ物であり、朝鮮半島からの渡来人の痕跡と思われる。年代は５世紀

---

*1　『三国史記』高麗朝 金富軾撰 高句麗本紀。
*2　『史跡北谷遺跡発掘調査報告会』(https://www.city.takasaki.gunma.jp/uploaded/attachment/25425.pdf)(高崎市役所文化財保護課、2024年)。

後半から６世紀らしいので、銘字に刻まれている471年もしくは531年と恰度重なる事になる。この渡来人がどこから来倭したのかは何とも言えないが、渡来人が仏教や漢字を伝えた可能性はあるかも知れない。

慧深が渡来人と接触を持っていたかどうかは分からないが、会っていれば沙門授戒の転機となったかも知れない。渡来人から故国について聞かされれば、高句麗に渡る事が可能である事は分かる筈である。

なお、群馬県への渡来人が識字層出身者であった場合、渡来人が銘文の起草者であった事も考えられる。百済出身者であれば漢文の読み書きに使う発音は上古音と中古音の双方が考えられるが、高句麗出身者であれば中古音を使っていたのであろう。『続日本紀』霊亀２年(716年)に武蔵国高麗郡を置き東国７国の高麗人を移住させたと言う記述があるが、既存の武蔵国入間郡の高句麗人居住地域を分割して高麗郡を建てたようである[(*1)]。どうやら群馬県や埼玉県は高句麗と縁があったようだ。

**19　獲加多支鹵はウェカタシロ(ヱカタシロ)と訓む**

これまで述べた通り、銘字は“ワカタケル　”　ではなくウェカタシロ(ヱカタシロ)と訓むのが正しいと思われる。少なくともこの訓み方であれば、本論攷で述べた難点は全て解消されるようである。

なお、本論攷は新説であると捉えているが、本説を立てる契機となったのは『古代は輝いていた　Ⅱ　日本列島の大王たち』(古田武彦、朝日新聞出版、1988年)である。この著書を目にしなければ本論攷は存在していないと言っても過言ではない。(完)

---

[*1] 「渡来人(帰化人)の東国移配と高麗郡・新羅郡」(荒井秀規、『専修大学社会知性開発研究センター古代東ユーラシア研究センター年報』第1号所収、2015年)。

# 新・ワカタケル考

名古屋市　石田　泉城

「新・ワカタケル考」は、「東海の古代」99号（2008年11月号）に掲載の「ワカタケル考」を新しく書き改めたものです。

**１　江田船山古墳と稲荷山古墳出土の鉄剣銘文に関する「人制」**

通説では、①熊本県江田船山古墳出土の鉄剣銘文（以下江田船山銘文）と、②埼玉県稲荷山古墳出土の鉄剣銘文（以下稲荷山銘文）には、ともに雄略天皇＝大泊瀬幼武（おおはつせわかたけ）の名があると解釈され、このことが５世紀には九州から関東まで雄略天皇が統一していた証拠であるとされます。

そこで、その根拠に妥当性があるのかどうかが問われます。

①の江田船山銘文では「典曹人」、②の稲荷山銘文では「杖刀人」の文字が見られます。

これらについて、直木孝次郎（大阪市立大学名誉教授、2019年没）は、「人制の研究」（『日本古代国家の構造』、青木書店、1958年）において、古代に「人制」（ひとせい）があったと主張しています。直木名誉教授は、日本の古代史の研究者を代表する人物ですが、GHQの公職追放から逃れた人物で、原則として『日本書紀』を否定する学者です。

この直木名誉教授の「人制」があったとする根拠は非常に奇妙な論理です。私の理解では「杖刀人」や「典曹人」の「人制」の根拠は何かと問われているのに対して、その根拠を「杖刀人」や「典曹人」をもとにして「人制」があったからであるとされるのです。主客転倒しており、いかがなものかと思います。

また、「人制」があったとするわりには、記紀に登場するのは２文字の「酒人」「倉人」「手人」「宍人」「氷人」などであって、そのものズバリである３文字の「杖刀人」や「典曹人」は出現しません。

例えば「酒人」は、書紀では「紀酒人直」「酒人公」「中臣酒人連」「紀酒人連」の形で出てきます。古事記では「知醸酒人」と「酒人君」です。「知醸酒人」は「酒を醸むことを知る人」つまり酒造りの技術を持ち「参り渡り來た」人物であって「人制」とは関係がないでしょう。そのほかは、いずれも「○○人」という形では出てきません。ご覧のとおり後に姓が付いており人名であって「人制」とは疑わしいです。

しかも、ヤマト朝廷が「人制」を設けたとする発布は記紀のどこにも記されていません。つまり、「人制」の根拠は曖昧模糊としており確固たる根拠がないので制度と断定するのには無理があります。あくまで直木名誉教授の想い、気持ちを示しているだけと私には感じられます。

要するに、①の「杖刀人首」とは「刀で罪人を打つ人の頭」（A）、②の「典曹人」は、「書物を掌る人」（B）と普通に理解すればいいわけで、ヤマト王朝にかかわらず、どこの地域の支配者であろうと、AやBの理解は可能であり、ヤマト王朝の制度と関連付ける根拠は無いと思います。どちらかといえば、少数の考古学者によってリードされてきた古代史はかなり硬直化しているので、見なおされるべきと思います。

## ２　鉄剣銘文のスタイルの違い

### （１）銘文の時期の示し方が異なる

両鉄剣の時期の示し方は、スタイルが違っており、統一性がありません。

二つの鉄剣が雄略天皇に関わる物で、雄略天皇が九州から関東まで征服していたならば、銘文の刻み方に統一性があってしかるべきですが、時期を示す記述は、①の江田船山銘文では、「治天下獲□□□鹵大王」と大王の名の「治天下」として示しているのに対して、②の稲荷山銘文では、「辛亥年」と干支で示しており、同じ時期のものではないと示唆しています。強い権力により統制されて作られたものではないといえます。

なお、元岡古墳G-6号墳出土の金錯銘大刀（庚寅、570年）や熊本城跡出土の象眼銘鉄刀（甲子年、推定604年）、兵庫県養父市箕谷２号墳出土の銅象眼銘鉄刀（戊辰年、推定608年）では干支で示されています。

### （２）両鉄剣の製造時期が異なる

奈良県天理市の東大寺山古墳の場合は、４世紀後半頃の築造とされますが、副葬品の金象嵌銘鉄刀は184年から188年にあたる「中平」の紀年が入っており、古墳の築造時期よりも２百年ほど古い鉄刀です。副葬品は、古墳築造よりかなり古いものが埋葬される場合があることを示しています。なお、印刻には「五月丙午」の吉祥句が入っています。

②の稲荷山銘文の「辛亥年」について、通説では471年と解釈されていますが、このように解釈するのは、雄略天皇の治世（在位：456～479年）に合わせた場合であって、もう一巡前の411年やもう一巡後の531年であるかもしれません。そこで、群馬県の榛名山の火山灰の観点から時期を特定し、通説が妥当かどうか確認します。

榛名山は、1500年前に①渋川噴火，②伊香保噴火 の２回の大きな噴火を起こしており、放射性炭素年代の測定では、①渋川噴火が95％確率で489～498年IntCal04とされました。また、二ツ岳の東2.9kmの地点で採取した３本の倒木の年輪年代測定では、噴火時期は497年とされます。稲荷山古墳出土のTK47型式の須恵器は、１回目の火山灰に埋もれていたとのことですので、科学的データにもとづけば古墳築造は497年が確からしいです。したがって「辛亥年」は、その497年の築造時期より以前になるはずですので、この「辛亥年」は、通説どおりの471年が妥当ですが、この鉄剣が礫床の被葬者の手にいつ渡ったのかが問題であり、礫床の埋葬時期が497年の古墳築造の前なのか後なのかが重要になります。

①の江田船山銘文には紀年が書かれていないので、古墳の主は、いつの時代の人物か不明であり、木棺に収められていた鋲留短甲と鉄鏃の形式から５世紀末から６世紀初頭と見られています。東大寺山古墳や稲荷山古墳の例から推測すると、江田船山古墳の築造は、副葬品の時期よりもかなり後の可能性がありますので、５世紀後半とされる雄略天皇の治世（在位：456～479年）や副葬品の時期よりももっと後の時代、６世紀以降の可能性が大きいでしょう。

とすると、江田船山と稲荷山の埋葬・築造時期が異なる可能性がありますので、印刻された文字が雄略天皇であると決定づけるには無理があると考えます。

### （２）銘文が施された位置

江田船山古墳と稲荷山古墳出土の鉄剣銘文の印刻のスタイルについて問題視する学者は私が知る限り不在のようです。それらの違いを充分に理解すると、この二振りの鉄刀が、共通のスタイルで作られていないことは明らかです。

銘文が施された位置について、①の江田船山銘文は、大刀の細い「背」に「銀象嵌銘」であるのに対して、②の稲荷山銘文は、刃の「腹の裏と表の両側」に「金象嵌銘」であり、印刻の部位に統一性がありません。もし、熊本も関東も雄略天皇の配下にあるとするならば、銘文の刻む位置に統一性があるはずです。それがバラバラの位置にあるのは共通の配下にはなかったからとも考えられます。また、①の75文字の銀象嵌銘と、②の115文字の金象嵌銘の金属の違いも気になるところです。以上のように時期やその記述方法、印刻の部位、金銀の違いなど、どれをとってもこれらの鉄剣には統一性がありません。

## ３　銘文の天皇名の読み方

②の稲荷山銘文の「獲加多支鹵」は必ずしも「ワカタケル」とは読めません。特に「支」については「ケ」と読むことはありえません。「ケ」に使用される文字は、応神天皇の品陀和氣命などに使われている「氣」であり、『万葉集』において「ケ」と読ませる文字は「氣」が圧倒的です。『万葉集』では「支」は「シ」と読んでいます。

したがって、「獲加多」の読みが和風諡号の一部と読める可能性はあるものの、「幼武」や「若建」の文字とも違っており、それが雄略天皇（書記：大泊瀬幼武尊、古事記：大長谷若建）かどうかは不確かです。

また、①の江田船山銘文の「獲■■■鹵」は、５文字中３文字は判読できませんし、印刻された文字を詳細に観察すると「獲」も「鹵」に充てた文字も不確かであり、こちらは、雄略天皇とは見なせません。

これら二つの鉄剣銘文が５世紀後半に雄略天皇がほぼ全国を統一していた唯一のよりどころになっていますが、以上のとおり、その根拠は危ういと言わざるを得ません。

## ４　三つ目の埋葬施設

稲荷山古墳は、９つの古墳がある稲荷山古墳群の中の一つで双子山古墳に次ぐ２番目の墳長があります。５世紀末の粘土槨（第２主体部）と６世紀初頭の礫床（第１主体部）の二つの墓室があり、諸説あるものの５世紀の粘土槨の方を主人とし、鉄剣が副葬されていた礫床の方が配下の人物とされてきたようです。

しかし、これらは円部の中央からややずれたところにあります。1998年と2016年の２回のレーダー探査により円部を縦に貫く中軸線上に構造物らしき存在が認められ、初葬の中心主体が埋葬された３つめの墓室（第３主体部）と想定されています。

今後の発掘が期待されますが、その埋葬位置からすれば稲荷山鉄剣の「獲加多支鹵」は、ここに埋葬された人物であって、その埋葬・造墓時期が497年であり真の主人を指していることになると思われます。

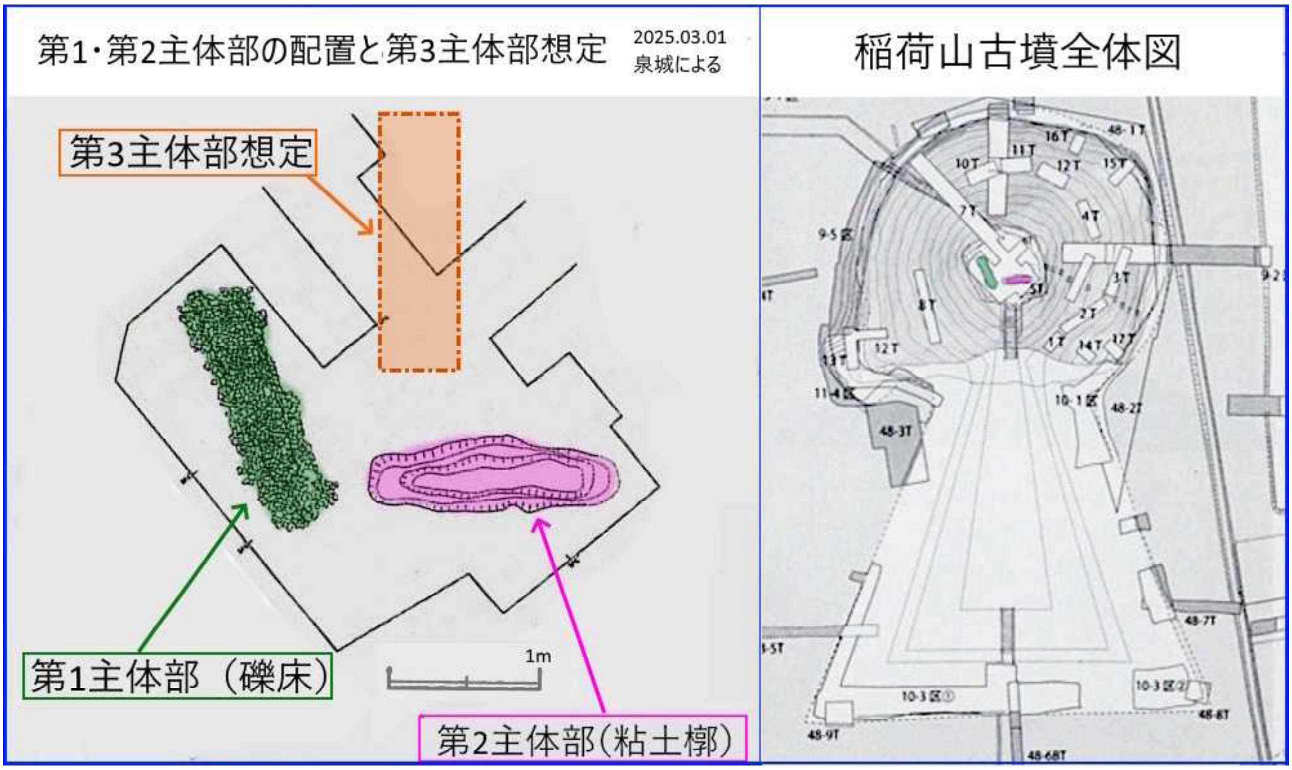


＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

### ■ 前回の会報の目次と話題

・『隋書』の俀国は熊本　　名古屋市　田沢正晴
・獲加多支鹵はウェカタシロ（ヱカタシロ）と訓む（2）　　吉川市　堀口啓一
・獲加多支鹵と夜摩苔　　東海市　大島秀雄
・『日本書紀』の真実　　刈谷市　酒井　誠

### ■ 例会の予定

１　日時　令和７年**３月１６日（日）13時半**
２　場所　名古屋市市政資料館（参加料500円）第４会議室
３　次々回以降の予定4/12、5/8、6/15

### ■ 投稿締切り日　３月２４日（月）

送付先 toukaikodai@yahoo.co.jp 石田

### 年会費納入のお願い

１　年 会 費　**5,000円**（会報誌等送料込み）
２　納入期限　**2025年4月12日（例会予定日）**
３　振 込 先

**募集中!**

・金融機関 ： ゆうちょ銀行
・名称 ： 東海古代研究会（トウカイコダイケンキュウカイ）
・店名 ： 二一八　　・店番 ： ２１８
・口座 ： 普通 １２９９３９５
＊ゆうちょダイレクトの利用で振り込み無料

### ■ 会員の皆様でまだメルアド未登録の方はお知らせください。

**連絡先** toukaikodai@yahoo.co.jp